

裁判長
認印

印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成23年(受)第2039号
決 定 日	平成24年8月8日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	寺 田 逸 郎 田 原 陸 夫 岡 部 喜 代 子 大 谷 剛 彦 大 橋 正 春
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成23年(ネ)第1026号(平成23年6月30日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成24年8月8日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 鍋 谷 能 文 印</p>	

当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	前 田 陽 司 ほか
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	林 信 行 ほか

これは正本である。

平成24年8月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

鍋谷能文

